

(一関市文化伝承館条例の一部改正)

改正前				改正後						
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）						
利用区分		単位	使用料		利用区分		単位	使用料		
			基本使用料	暖房料				基本使用料	暖房料	
研修室（和室） 会議室 ボランティア室 創作室	1 時 間		600 円	<u>150 円</u>	研修室（和室） 会議室 ボランティア室 創作室（全体） 創作室（調理スペース） 創作室（加工スペース）	1 時 間		600 円	<u>120 円</u>	
			<u>400 円</u>	100 円				<u>500 円</u>	100 円	
			200 円	<u>50 円</u>				200 円	<u>40 円</u>	
			<u>200 円</u>	<u>50 円</u>				<u>400 円</u>	<u>80 円</u>	
								<u>300 円</u>	<u>60 円</u>	
								<u>200 円</u>	<u>40 円</u>	
アリーナ	専用	高校生以下	1 時 間	<u>100 円</u>	アリーナ	専用	高校生以下	1 時 間	<u>300 円</u>	—
		一般		<u>200 円</u>			一般		<u>600 円</u>	
	個人	高校生以下	1 回	50 円		個人	高校生以下	1 回	50 円	
		一般		100 円			一般		100 円	
[略]				[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。										